

西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例(案)に対していただいたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間:令和2年10月1日～10月31日

2 提出件数:1件(1人)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(0件)

(2) 既に盛り込み済みのもの(1件)

条	意見等の概要	件数	意見等への考え方
4条 5条 6条	建設計画を市が事前に把握することや地元住民への説明会を行うことで、住環境や自然環境に悪影響を与えないことなどが定められているので、市は、この条例の役割が果たされるようしっかり対応してほしいです。	1	ご意見のとおり、条例(案)では、建築主には市と事前に協議を行い、近隣説明会の開催を義務付けています。 近隣説明会を開催し、地元と調整を行った上で、地域環境との調和を図ることが重要と考えており、適切な運用を行っていきます。

(3) 反映困難なもの(0件)

(4) 今後の参考とするもの(0件)

(5) その他(0件)